

2040年の資産形成 ～多様化する家族～

金井英彦

外村昌也

戸谷勇斗

西山真央

目次

□序章

□1章：財政検証に見る年金の今

第1節：標準モデル世帯とは

第2節：モデル採用の背景

第3節：政府による試算

□2章：2040年の家族

第1節：世帯モデルの設定

第2節：3つの社会的変化

第1項：世帯構造の変化

第2項：非正規労働者の増加

第3項：労働寿命の伸張

□3章：2040年の年金額試算と考察

第1節：設定した世帯モデルの試算

第1項：標準モデル世帯

第2項：単身男性世帯

第3項：単身女性世帯

第4項：共働き世帯

第2節：検証結果

第3節：老後の必要費用の試算

第1項：検証の前提

第2項：老後における必要費用の概算

第3項：合計年金額と必要費用の比較

□4章：資産形成に向けて

第1節：個人型確定拠出年金による資産形成

第1項：検証の前提

第2項：検証結果

第2節：長寿年金制度拡大

第3節：非正規労働者の福利厚生改善

序章

問題意識

2040年、日本は大きな大きなリスクへの直面が危ぶまれている。団塊ジュニア世代が高齢者となり、65歳以上がピークの4000万人に達するとされている一方で15歳から64歳の働き手世代は5977万人で1751万人減少する。こういった高齢者の増加と労働人口の減少に伴ってマクロ経済スライド¹が機能し、公的年金の給付水準は大幅に減少することが予想される。厚生労働省の財政検証²によると、2043年には所得代替率は50%付近になると予想されているが、その算出に際して設定されている標準モデル世帯³は、当時の日本社会において「標準的なもの」とされていた。しかし、現在の、人口構造や労働構造の変化を考慮すると「標準的なもの」とは言い難い。

本論文では厚生労働省が算出した財政検証を踏まえながら、今後社会で起こりうる3つの社会的変化に注目し、より現状に則した世帯モデルを提示する。そして、その世帯モデルをもとに新たな2040年の年金額を算出し、いくつかのケースに対して老後資産を確保するための資産形成方法を提案していく。

¹ 高齢化の進展分だけ年金額を抑制し、年金の財政の安定性を確保する仕組み。賦課方式の年金制度において、世代間の公平性を守るために非常に重要。

² 厚生労働省が実施している「国民年金及び厚生年金の財政の現況及び見通し」のこと。社会・経済の変化を踏まえ、適切な年金数理に基づいて、長期的な年金財政の健全性を定期的に検証するもの。厚生年金保険法及び国民年金法の規定により、少なくとも5年ごとに行われている。

³ 夫は40年間それぞれの時代の平均賃金で働き、配偶者が40年間専業主婦である片働き世代のことを指し、厚生労働省が財政検証を行う際に標準的な家庭と想定して計算を行なっている。

第1章 財政検証に見る年金の今

第1節 標準モデル世帯とは

公的年金制度には世代間の所得移転機能⁴があり、生まれた世代によって生涯における保険料負担や年金受給額は異なる。したがって、異なる世代で年金の価値や政策の効果を比較検討することが極めて重要となる。比較をする指標の1つに所得代替率があるが、現役世代の平均的な賃金と年金給付水準の比較しかできず、いくら保険料を負担したかについては考慮されていない。しかし、保険料固定方式は年金給付水準が段階的に低下するのと同時に保険料負担も現行制度より低下する。このため保険料固定方式の政策効果をより適切に評価するためには、負担と給付を一体的に取り扱う必要がある。

そこで、1965年、一万円年金制度⁵が確立されてから標準的な被保険者像を設定し、標準年金額を算出することで、比較を行うようになった。財政検証による厚生年金のモデル年金は、これまで、片働き世帯、すなわち夫は基準年当時の現役男子の平均的な標準報酬月額⁶を得ている被用者で厚生年金に40年間加入しており、妻は厚生年金にまったく加入したことがない専業主婦という体系を標準的な世帯として、年金額を算出している。

第2節 モデル採用の背景

第1節でも述べたように、1965年に設定されてから現在に至るまで、片働き世代を標準モデル世帯とする財政検証が行われてきた。そもそも、なぜ片働き世帯が標準モデル世帯として設定されたのか、その時代背景を考察していく。

片働き世帯が主流であったという背景が大きな要因となっている。当時はほとんどの人が結婚をし、妻が家業に専念するという風潮が当たり前であった。(図1)また、第二次世界大戦後では日本が社会保障を構築していく際に、「家族を背負う労働者としての男性と、主婦として家族の世話をする女性」という考えを含むイギリスのベヴァリッジ報告⁷を参考にしたこと

⁴現行の公的年金制度は、現役世代が納めた保険料をその時々の高齢者の年金給付に充てる仕組みである賦課方式を基本とした財政方式であり、現役世代から高齢世代への所得の移転が行われている。

⁵ 1965（昭和40）年の厚生年金保険法の改正で、厚生年金基金制度の創設とともに実現した厚生年金保険の給付改善。制度的な加入期間は20年、年金月額が1万円で、当時の現役男子の平均標準報酬月額2.8万円の36%に相当した。

⁶ 賃金、給料、俸給、手当、賞与、その他どんな名称であっても、被保険者が労務の対償として受けるものすべてを含む。保険料はこの標準報酬月額から算出される。厚生労働省による厚生年金保険・国民年金事業統計によると平成28年の現役男子の平均的な標準報酬月額は350,017円。

⁷ 第二次世界大戦後のイギリスの社会保険のあり方を検討するために設けられた委員会が、1942年に発表した「社会保険及び関連制度」と題する報告書。健康保険と失業保険、老齢年金などについて、全国民を等しく対象とすべきという主張がされている。「ゆりかごから墓場まで」を標語とする社会保障制度の土台となった。

き世帯が標準とされた所以だとされている。ただし、この女性の被扶養者という立ち位置は決して否定的なものではない。ベヴァリッジ報告では女性の性別役割分業に基づく家事労働のことを、「それなしには夫が有給の仕事に就くこともできず、ひいては国家の存立も危うくする」(Beveridge 1942:para107:72)とむしろ女性を優遇する概要が記されている。

日本の制度に話を戻そう。1965年に初めて設定された標準モデル世帯は、ベヴァリッジ報告を参考に、当時の男子の平均的な標準報酬月額を得ていて、厚生年金に20年間(制度的な加入期間)加入している男子被用者と、妻は現在と同じく厚生年金に全く加入したことがない専業主婦であった。1985年の改正では、将来的な加入期間の伸びを想定して財政再計算時の男子の平均的な標準報酬月額で40年間(成熟時における標準的な加入期間)加入した場合をモデルとして設定され、現在もそのモデルが使用されている。

(図1) 共働き世帯数の推移



(備考)

1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)。平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業)の世帯。
3. 「雇用者のともば共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者の世帯。
4. 平成22年及び23年の数値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島福島県を除く全国の結果。

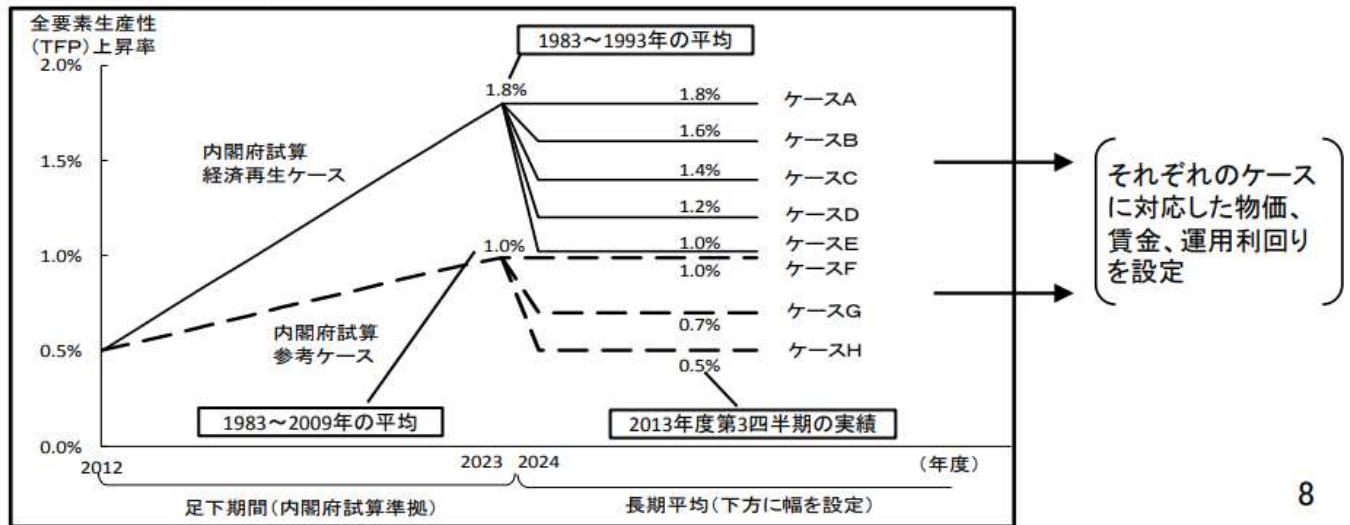
(引用) 男女共同参画白書「男女共同参画白書(概要版) 平成27年版 第2章 女性の活躍と経済社会の活性化 第1節 就業をめぐる状況」

第3節 政府による試算

厚生労働省は5年ごとの財政検証において、将来の標準モデル世帯の年金額の試算を行っている。試算の過程で全要素生産性（TFP）上昇率指標を軸にパターン分けがなされている。TFP上昇率が高い順番にAからHの計8パターンに分かれており、それぞれのパターンに合わせた賃金上昇率や物価上昇率、年金積立金の運用利回りなどを設定して年金額と所得代替率の計算が行われた。

(図2) 国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し

<長期の経済前提の設定イメージ>



(引用) 厚生労働省「平成26年財政検証結果レポート」

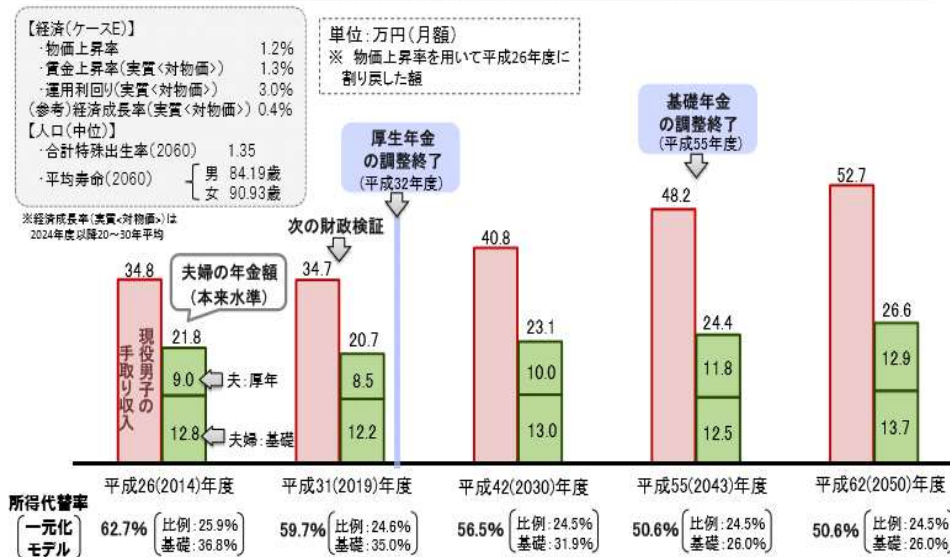
全8ケースの中でも経済が現在より大幅に改善する「経済再生ケース」とそうでない「参考ケース」に大別されている。内閣府試算経済再生ケースにおいては女性の労働市場参加が想定されており、そのなかでも最も現実的な前提を用いたのがケースEであった。

以下の章ではケースEを採用し、我々が設定した世帯モデルにおいての年金額の試算を行っていく。

(図3) 年金額の将来見通し

一経済：ケースE（変動なし）、人口：出生中位、死亡中位一

○ マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で平成55年度』、『厚生年金で平成32年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.6%』が維持される。



(引用)厚生労働省「平成26年財政検証結果レポート」

※既載定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率<賃金上昇率となるため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

また、ケースEにおける2043年の標準モデル世帯の年金額は基礎年金で12.5万円、厚生年金で11.8万円と試算されている。

第2章 2040年の家族

第1節 世帯モデルの設定

本項では具体的な世帯モデルを提示していく。前述した標準モデル世帯に加え、後述する3つの社会的変化から導き出した男性単身世帯、女性単身世帯、夫婦ともに働く共働き世帯の3つを加えた4つの世帯モデルで年金を考察していく。また従来の子帯モデルでは勤労期間は40年と設定されているが、社会変化の1つである労働寿命の伸張を考慮し、試算上は勤労期間は50年と設定する。共働き世帯に関していえば、①従来の共働き女性の平均収入、②女性全体の平均収入ケースの2パターンを設定する。これは、今後の女性の更なる社会進出、少子高齢化による資産形成の必要性の高まりなどに際し、女性の正規雇用化が一般化する可能性を考慮したためである。また、女性の労働に大きな影響を与える子育てにも考慮した。出産、教育を契機に退職する者、勤務時間を減らす者などいくつかパターンはあるが今回の研究では①1～2年の産休を介し最初から最後まで正社員として働き続ける、②1～2年の産休を介し最初から最後まで非正規として働き続ける、③出産までは正社員として働いていたがそれ以降は非正規として働く、以上の3ケースで考えていく。また勤務年数はいずれのケースも男性同様に50年間とする。我々の提示する世帯モデルをまとめると以下ようになる。

①専業主婦世帯

「平均的な男性賃金で50年間厚生年金に加入した夫と、50年間専業主婦の夫婦」

②生涯単身男性世帯

「平均的な男性賃金で50年間厚生年金に加入した男性」

③生涯単身女性世帯

「平均的な女性賃金で50年間厚生年金に加入した女性」

④共働き世帯

(1) 「平均的な男性賃金で50年間厚生年金に加入した男性と平均的な女性正規労働者の賃金で50年間厚生年金に加入した女性」

(2) 「平均的な男性賃金で50年間厚生年金に加入した男性と平均的な女性非正規労働者の賃金で50年間厚生年金に加入した女性」

こういった世帯モデルの多様化が必要になった社会背景の中で、私たちは特に進行すると考えるものを3つ抽出した。

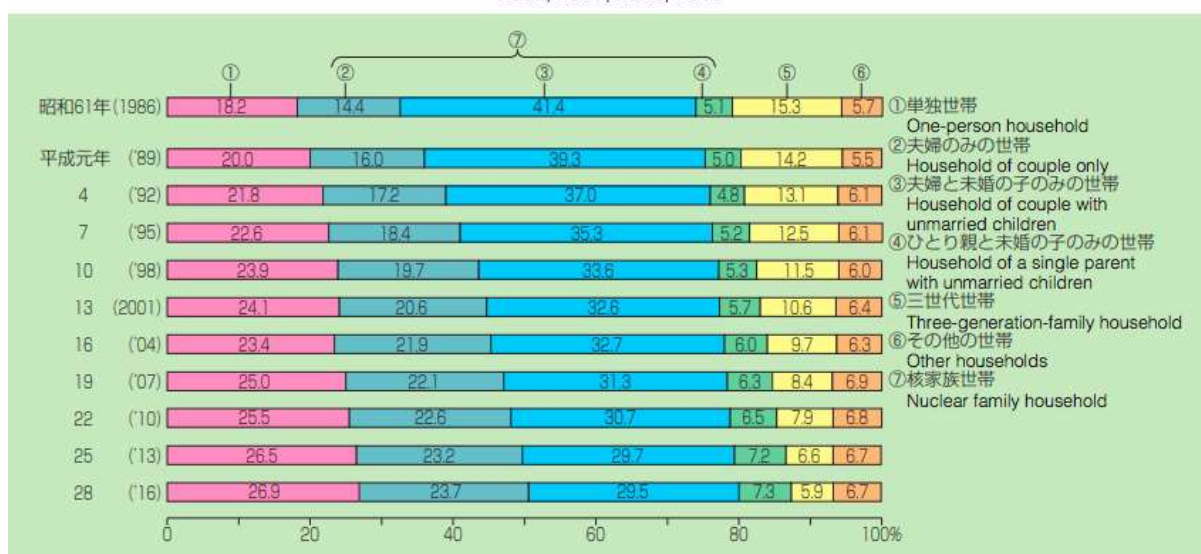
第2節 3つの社会的変化

第1項 世帯構造の変化

世帯モデルを考えるにあたり日本の世帯構造の現在の状況、推移に注目する。

(図4) 帯構造別にみた世帯数の構成割合の年次推移

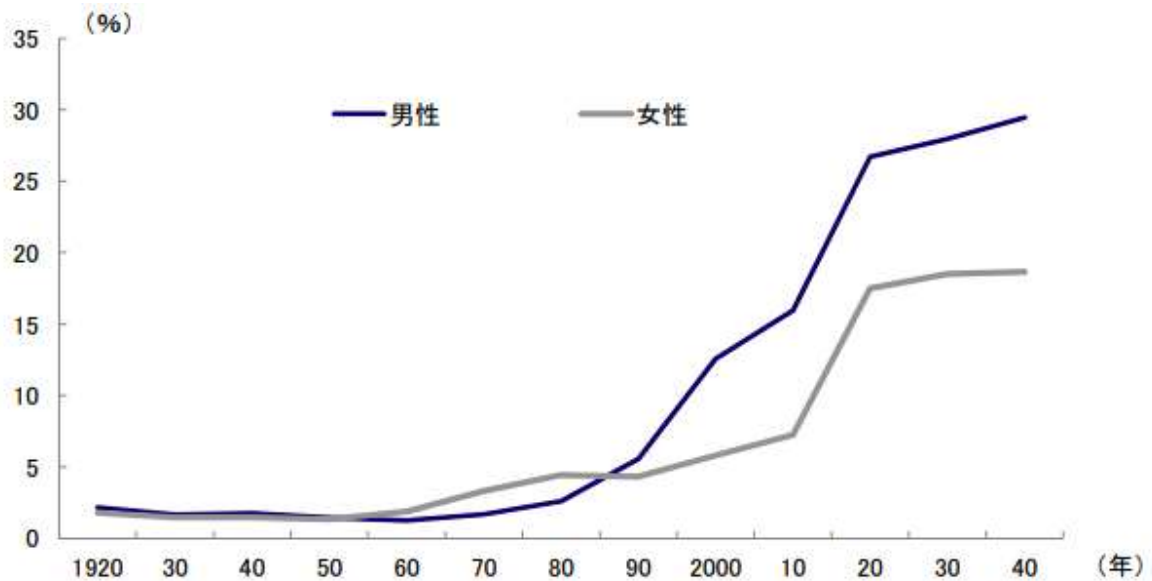
Trends in percent distribution of households by structure of household, 1986, 1989, 1992, 1995, 1998, 2001, 2004, 2007, 2010, 2013, 2016



(引用) 厚生労働省「グラフでみる世帯の状況」

標準モデル世帯として考えられる②、③の世帯の割合は 1986年の割合と比較するとやや減少している。特に注視すべき点は、①の単独世帯の割合が顕著に増加していることである。④のひとり親と未婚の子のみの世帯が増加する中で、子どもさえも持たない①の世帯の現在では3割弱を占めるまでになっている。原因として晩婚化や生涯未婚である事があげられるが、本研究では特に生涯未婚のケースに注目したい。

(図5) 男女別生涯未婚率の推移



(注) 50歳時の未婚割合は生涯未婚率とも呼ばれ45～49歳と50～54歳における率の平均値。

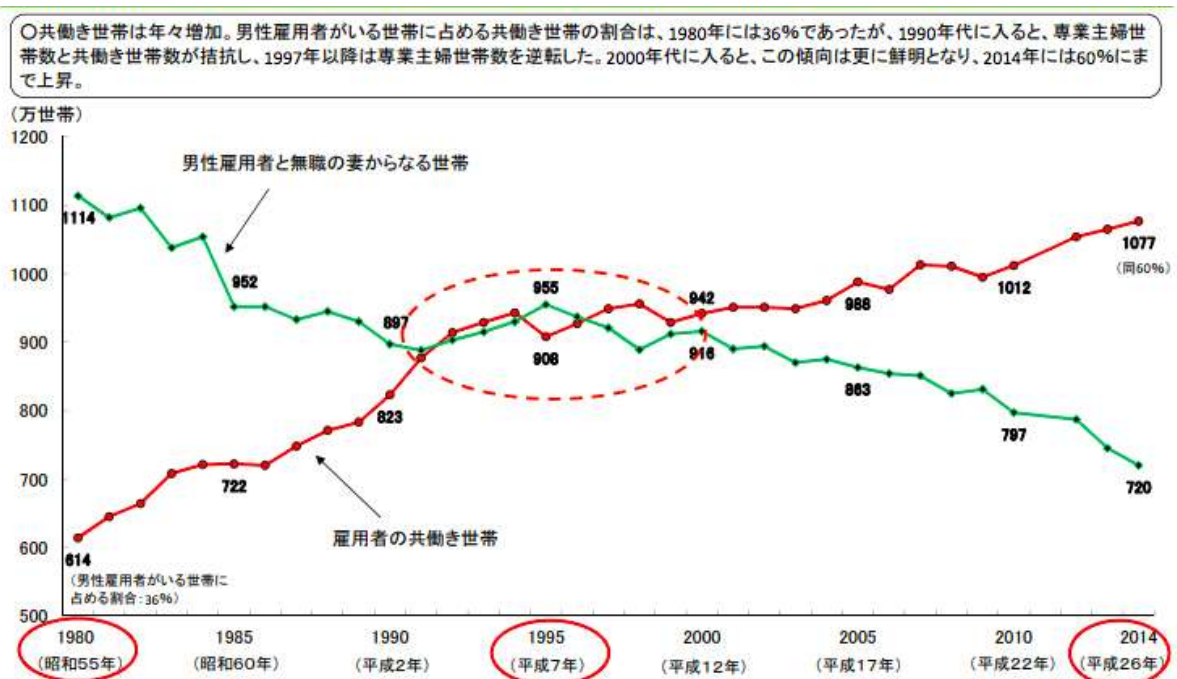
(引用) 総務省「労働力調査特別調査」「労働力調査」より作成

(図5)からも把握できるように未婚率はバブル景気直前を契機に急激に増加している。特にリーマンショックを経た現在は、それまで緩やかな増加を見せていた女性の単独世帯が急激に増加している。男性に至っては2040年には単独世帯が3割に到達するとされており3人に1人が生涯未婚の独身になるという推計結果が打ち出されている。

以上の社会背景から、我々は単独世帯を世帯モデルの1つとして抽出したい。また、男女間での賃金格差を考慮し単独男性世帯と単独女性世帯の2パターンに区分する。

次に夫婦世帯の状況、推移について注目する。

(図6) 共働き等世帯数の推移

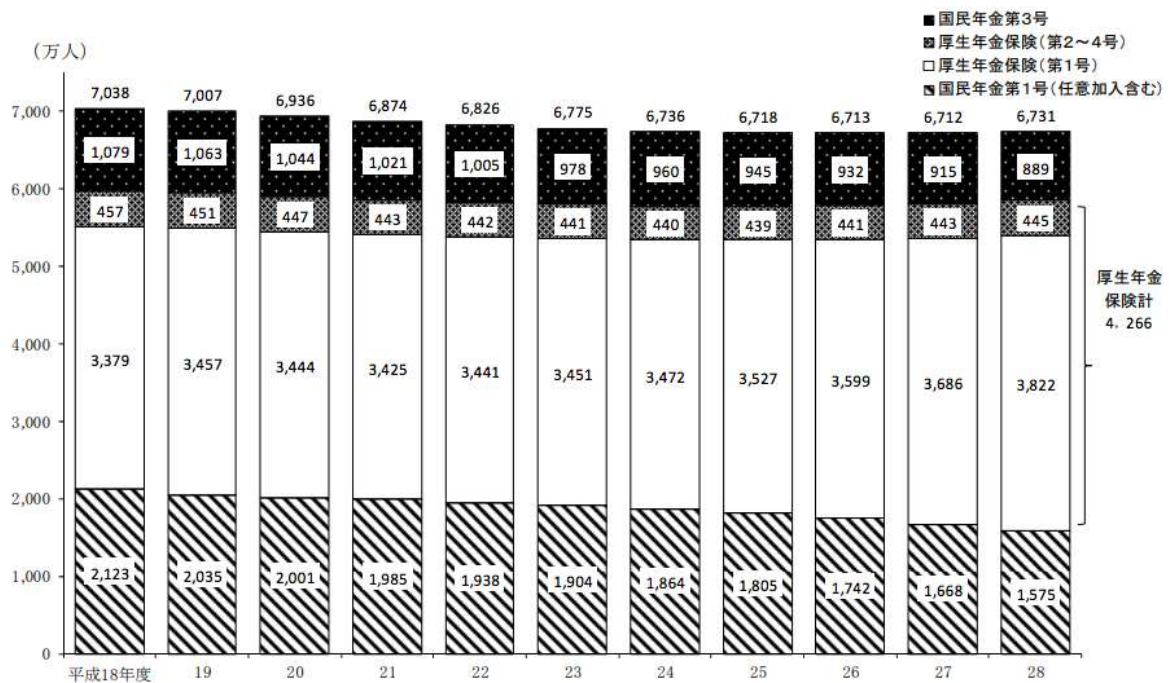


(備考)

1. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに雇用者の世帯。
2. 「男性雇用者と無職の妻からなる世帯とは、夫が雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
3. 就業者から農林業及び自営業・家族従業者はのぞ除いた。
4. 平成23年は東日本大震災の影響により集計していない期間があり、年次結果は公表されていない。

(引用) 総務省「労働力調査特別調査」「労働力調査」より作成

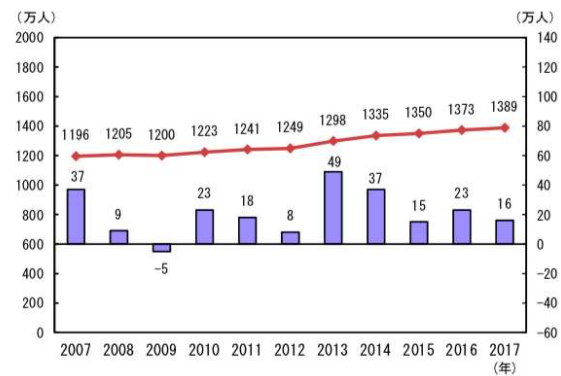
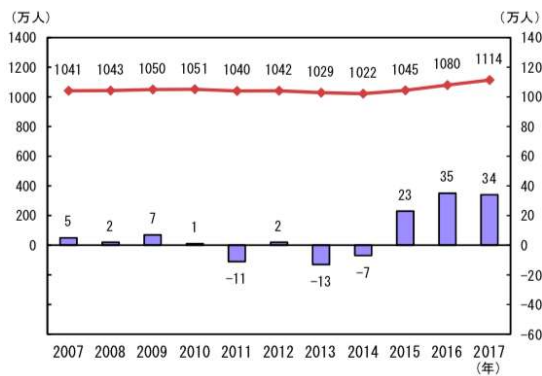
(図7) 公的年金被保険者数の推移



(引用) 厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」

(図6)の男性雇用者と無職の妻からなる世帯を「標準モデル世帯」とし、雇用者の共働き世帯を単一的に「共働き世帯」と仮定する。1990年代半ばを境に「標準モデル世帯」数は「共働き世帯」数を追い抜いた。1995年には一定の逆転現象が生じたものの「標準モデル世帯」は減少した。一方で「共働き世帯」は増加しその差は広がるばかりである。今や「共働き世帯」こそが一般的な世帯モデルとすら言えるのだ。また、(図7)にあるように平成18年度から28年度にかけての10年間だけで国民年金第3号の被保険者数は200万人減少している。専業主婦層に相当する層の総者数の変遷から、「専業主婦」という概念が消滅しつつあるということがいえる。

(図8) 正規・非正規雇用の女性職員数の推移



(引用) 総務省「労働力調査」

また働き方という観点では、非正規雇用は10年間で約200万人、正規雇用は減少した年もあるが全体で見ると約100万人の増加、特に2015年からの伸びが顕著だ。単に女性の労働人口が増加したと考えるのではなく、待遇や生活等大きく異なるため、正規・非正規雇用を別物として考える必要がある。よって本論文のモデル設定において、共働き世帯は妻の雇用体系に合わせて設定する。

標準モデル世帯を設定した時代に比べ、就労構造や人口構造で大きな変化を遂げた日本社会では世帯構造の多様化が進んでいる。我々は従来の標準世帯モデルに単身男性世帯、単身女性世帯、共働き世帯の3つの世帯モデルを加え考察していく。

第2項 非正規労働者の増加

総務省が発表した2017年の就業構造基本調査によると、労働者の全体数6621万人のうち、パートや有期契約、派遣などの非正規労働者は2012年の前回調査から90万人増の2123万人となり、全体の30%を占めている。本論文では、非正規労働者増加の背景として働き方、分業の問題などがあるとしている。働き方の問題は、労働供給側、労働と家事や育児を両立する必要がある女性や、都合の良い時間で働きたいと求める若年層の労働者が増加した背景から生じている。分業の問題は、90年代後半から急速に進んだグローバル化と技術革新により国際市場での競争が激化が背景にある。大幅な人件費削減を求める企業が積極的に比較的安価な非正規労働者を採用を促進するようになったのである。

様々な要因から増加する非正規労働者が、世帯モデルに与える影響を考察する。正規雇用者には社会保険制度の加入義務があるのに対し、非正規労働者には条件があり、公的年金加入者全体に対する非正規労働者((図9)中の『第1号』)の割合は20%未満にとどまっている。社会保険に加入しない場合、保険料の企業負担がないことに加え国民年金のみの受給となるため、負担は大きく老後の生活も不安定なものとなりやすい。

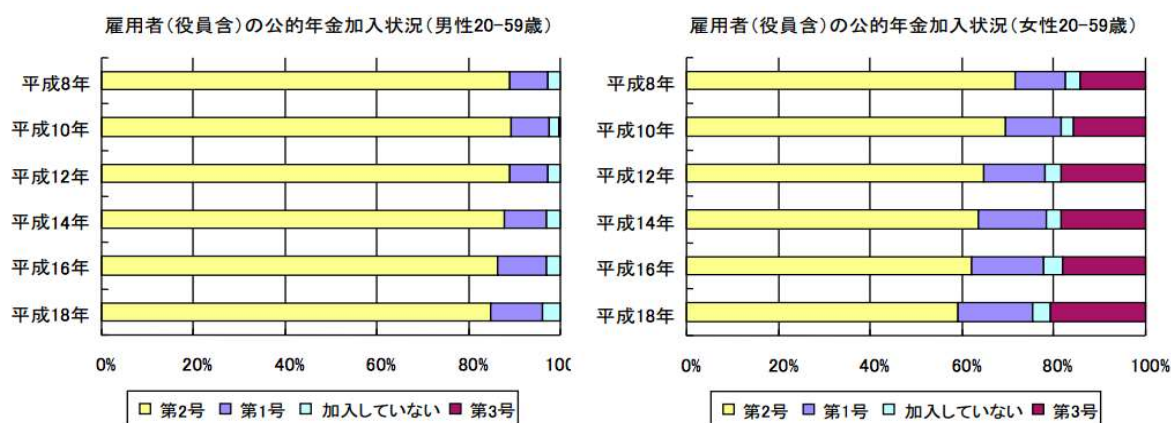
こういった現状に対し、2016年10月から労使で合意があれば⁸保険加入の適用拡大がなされると決定した。また、iDeCoをはじめとする個人型確定拠出年金の普及により、非正規労働者の十分な資産形成も可能になっている。退職金に関しても、2017年には株式会社ドトールコーヒー

⁸ 労使の合意とは、短時間労働者の方が社会保険に加入することについて、同意対象者の2分の1以上の同意を得た上で、事業主が、管轄の年金事務所に申出すること。

の非正規労働者向け退職制度⁹など処遇改善が進んでいると言える。こういった非正規労働者の福利厚生が向上することで、主婦層を中心にパートといった非正規で働く人が増加していくと我々は考察する。また、第2節で述べるように高齢者が非正規労働者として労働市場に参入するケースが増え、これからも高齢者の数と比例して漸進的に増加するといえる。

そこで、前項で述べた共働き世帯を①平均的な男性賃金で50年間厚生年金に加入した男性と平均的な女性正規雇用者の賃金で50年間厚生年金に加入した女性、②平均的な男性賃金で50年間厚生年金に加入した男性と平均的な女性非正規労働者の賃金で50年間厚生年金に加入した女性、のそれぞれ2パターンに分類する。また、前者を共働き世帯①、共働き世帯②とそれぞれ定義する。

(図9) 雇用者の公的年金加入状況



(出典) 社会保障国民会議分科会 (所得確保・保障 (雇用・年金) 第2回資料6-1を基に社会保障担当参事官室において作成

(資料出所) 厚生労働省「国民生活基礎調査」

(注) 国民生活基礎調査の「加入していない」には、被保険者数の状況からみて第1号被保険者であるが保険料未納となっている者等が相当数含まれているものと考えられる

(引用) 厚生労働省「国民生活基礎調査」

ここで、諸外国の非正規労働者向けの制度についても考察したい。日本より非正規労働者 ((図7) 上では30時間未満の労働者) が多いオランダを中心としたヨーロッパ各国の状況を鑑みることで、模範となるような制度政策を発見し日本に導入することで非正規労働者の福利厚生を改善できると考えたからである。

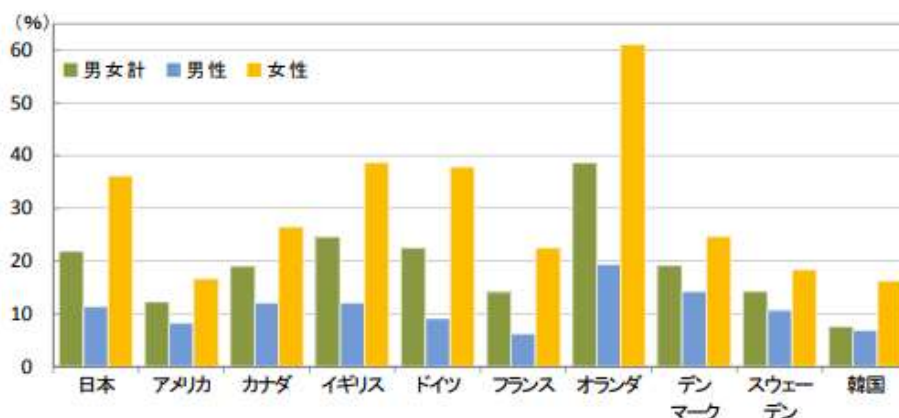
結論として、正しい展望や参考制度の導入を予測するには注意点が数多く存在するといえる。各国で非正規雇用、短時間労働者の定義や捉え方に違いがあることや調査対象、賃金算出法にも違いがあるためヨーロッパ各国の制度を容易に導入しようとするのは現実的でないものがほとんどであるからだ。

次に日本やヨーロッパ各国に生じている相違について具体的に考察する。まず、日本とヨーロッパ各国の大きな違いは「賃金水準」である。(図7)のヨーロッパ各国の非正規労働者賃金水準を見ると、日本に比べ、各国の賃金水準は高い。これは正規雇用者の賃金との割合を示している。(図7)で最も高い水準を示しているフランスでは派遣労働者や有期労働者は、「企業が必

⁹ 社会保険加入済みで厚生年金保険被保険者である非正規労働者 (3ヵ月平均で週30時間以上) を対象として、株式会社ドトールコーヒー2017年9月1日に導入した確定給付企業年金制度。従業員は月給の10%以内で、1000円~2万円までを積み立てることで、退職時に退職金として受け取ることができる。ドトールは毎月100円の掛け金を負担する。飲食業界では初の試み。

要な時だけ雇用できる」という利点を企業に与えているとの認識から、非正規労働者には不安定雇用手当があり、正社員より1割程度高い賃金が支払われている。また背景の違いとして、オランダに限らずEU諸国では、1997年に「パートタイム労働の均等待遇及び自発的パートタイム労働の促進に関するEU指令(パートタイム労働指令)」¹⁰が制定され、これに対応する国内法の制定と労使協定の締結によって、正規雇用者と非正規労働者の均等待遇を義務化する法律の整備が図られており、短時間労働者の比率が高い。以上のことから、本論文で非正規労働者増大が世帯モデルに与える影響を考える際には、各国の非正規雇用制度等の考慮はしないこととする。

(図10) 就業者に占める短時間労働者の割合



(引用) OECDdatabase “Labour Force Statistics”

(図11) パートタイム(短時間)労働者の賃金水準

	Full-time=100	定義・対象・算出方法等
日本	JPN 58.0 (2016年) 57.1 (2015) 56.6 (2014)	産業計、常用労働者10人以上の民営事業所、一般労働者に対する短時間労働者の1時間当たり所定内給与額(平均)、残業を除く
イギリス	GBR 72.1 (2016p) 69.8 (2015r) 71.0 (2014r)	産業計・全職種(自営業を除く)の1%を対象とするサンプル調査、フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の時間当たり平均賃金、残業を除く、pは暫定値、rは改訂値
ドイツ	DEU 72.1 (2014)	産業計(行政、防衛、義務的社会保障分野は選択制)、企業規模10人以上、フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の時間当たり平均賃金、残業を含む
フランス	FRA 86.6 (2014)	
イタリア	ITA 73.4 (2014)	
オランダ	NLD 74.3 (2014)	
デンマーク	DNK 79.0 (2014)	
スウェーデン	SWE 82.2 (2014)	

資料出所 日本:厚生労働省(2017.2)「平成28年賃金構造基本統計調査」
イギリス:ONS(2016.10) 2016 Annual Survey of Hours and Earnings —Provisional Results
欧州:Eurostat Database “Structure of earnings survey 2014” 2016年9月現在
(注) パートタイム(短時間)労働者の定義、調査対象、賃金水準の算出方法等は国によって異なるので、比較の際は注意を要する。
アメリカは、通常の労働時間が週当たり35時間以上の者をフルタイム、1~34時間の者をパートタイムと定義するBLS(2017.2) Labor Force Statistics from the Current Population Surveyによる「週当たり賃金」水準比較のみが公式統計となっている。「時間当たり賃金」を割り戻すための「週当たり労働時間」が公表されていないため、他国と比較することはできない。参考として、「週当たり賃金」は、フルタイム100に対し、パートタイム30.3(2016年、産業計、16歳以上、中央値)。

(引用) 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2016」

¹⁰ EUの発しているパートタイム労働に関する枠組み協約に関する指令で、使用者は、可能な限り、パートタイム労働とフルタイム労働との間の転換の希望や、両者の間の転換に関する情報提供を考慮するよう定めている。これにより、EU諸国では、パートタイム労働とフルタイム労働との間の相互転換を促進する法制をとっている。

第3項 労働寿命の伸長

生活を考える上で欠かせないのが、いつまで、どれだけ働けるかという問題である。長く働けば働くほど退職後の老後期間が短縮される。現在の一般的な定年は60～65歳だが、2040年の人口比率変動を考えるとより長く働かなければならない。いかに長く健康に働けるか、つまりどれだけ労働寿命を伸ばせるかが重要になる。

(図12) 就業者総数に占める高齢者の割合の推移

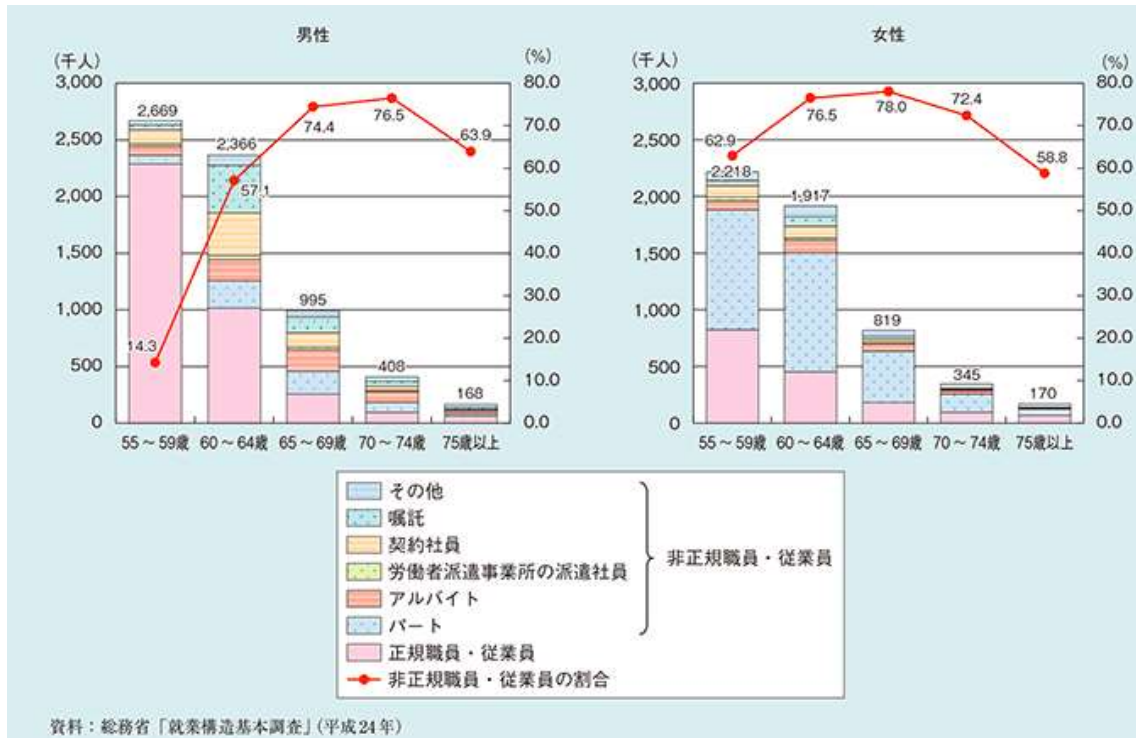


資料：「労働力調査」(基本集計)

注)平成23年は、補完推計値を使用している。

(引用) 総務省「労働力調査」

(図13) 生年齢別雇用形態別雇用者数及び非正規労働者率



(引用) 総務省「就業構造基本調査」

現在の労働寿命の伸びを表すものとして高齢者の労働者数の増加が上げられる。定年が60歳から65歳へ伸びたことも一因ではあるが、これには定年後、セカンドライフとして働ける会社、環境が増えているということも理由として考えられる。(図12)に示すように、高齢者就業者の多数が、非正規労働者として働いている。良い例が株式会社「高齢社」だ。『定年を迎えても、気力・体力・知力ある方々に「働く場」と「生きがい」を提供していく。』という理念を掲げ、60歳以上の高齢者のみを対象に登録できる人材派遣会社である。ガスの整備など、体力の無い高齢者でも行えるような業務が主となる。他にも「マイスター60」という求人サイトで高齢者の非正規雇用労働を斡旋する事業やサービスが増加している。

また、前述したように「長く働ける環境」という観点だけでなく、「長く働ける健康状態」であるかというのも労働寿命の伸びには大きく関わってくる。ここで鍵となるのが「健康経営」だ。健康経営の普及に向け2016年から、経済産業省と東京証券取引所は「健康経営銘柄」の選定を行なっている。

(図14)に示すように企業側にも、社会にも健康経営銘柄の選定がある。企業としては従業員の健康にも注意するようになるし、組織の活性化や生産性の向上に繋がる他、優秀な人材の確保、そして定着率の向上になる。社会としても国民のQOLの向上や、医療費削減へと繋がる。また証券取引所が公式に行なっているので投資家も優良企業へ投資できる。

(図14)健康経営銘柄選定のメリット



(引用) 経済産業省『「健康経営銘柄2018」及び「健康経営優良法人(大規模法人)2018」普及に向けて』

この取り組みは現在機能していると考えられる。経済産業省の健康経営銘柄の、回答企業は前年比で約1.7倍増加、初年度比で約2.5倍増加している(図15)。健康経営政策を推進する企業数はここ4,5年間で増加の傾向にある(図16)。2040年までの長期的な目線を考慮してもこういった傾向は継続すると考えられる。

(図15) 健康経営銘柄回答企業の伸び

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
調査期間	2014年10月24日 ～12月5日	2015年9月25日 ～11月13日	2016年8月26日 ～10月7日	2017年9月7日 ～10月6日
回答企業数	493社	573社	726社	1,239社
うち上場企業	493	567	610	718
うち未上場企業	0	6	116	521

(引用) 経済産業省『「健康経営銘柄2018」及び「健康経営優良法人(大規模法人)2018」普及に向けて』

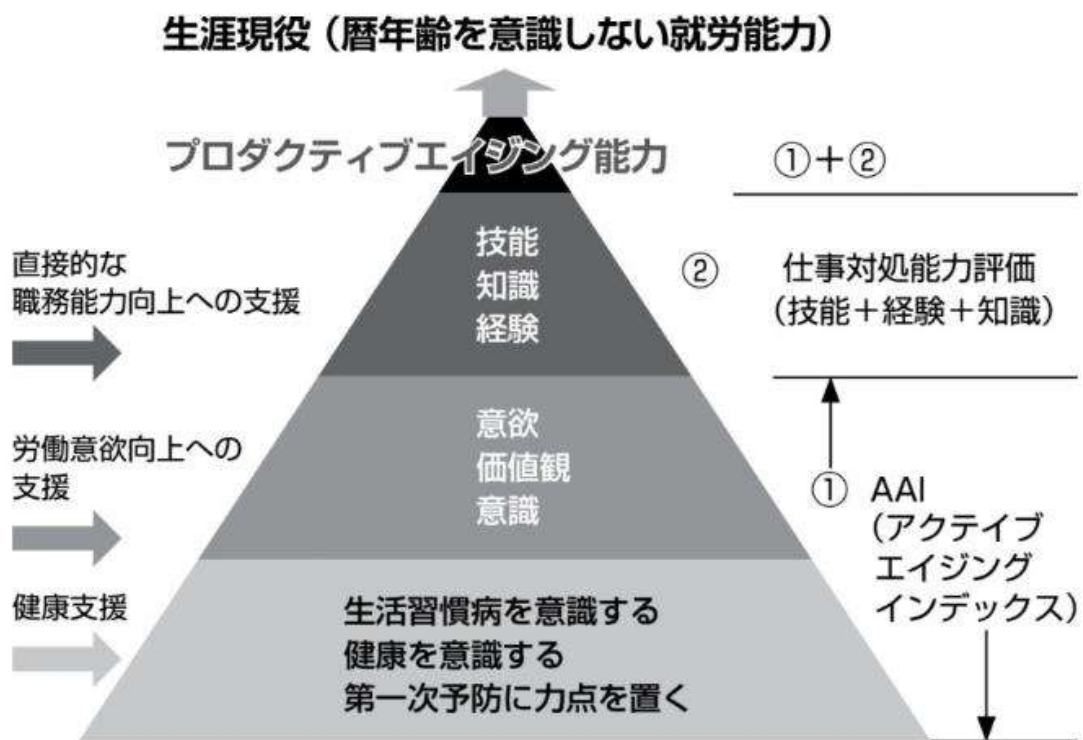
(図16) 健康経営の普及状況



(引用) 経済産業省『「健康経営銘柄2018」及び「健康経営優良法人(大規模法人)2018」普及に向けて』

また、個人ごとに労働寿命を見極め、定年制を無くすという新しい考え方が浸透しつつある。日本予防医学協会の研究によれば、「年齢基準による定年制の廃止」と「労働適応能力評価システムの標準化」が提言されている。フィンランドではWAIという労働適応能力診断ツールが使用されていて、それを参考に産業医科大学でAAI(アクティブエイジングインデックス)という労働寿命を測定するツールが開発された。日本予防医学協会は、このツールを基準に退職年齢を定めるべきだと提言している。AAIでは「身体機能」「精神的許容能力」「働く意欲」「社会的な対処能力」の「4本の柱」から23の質問項目にこたえ、それにより実質的な「職務遂行能力」を測定することができる。これにより、年齢による定年制を廃止して就労能力によって適切な引退時期を定める事ができる。

(図17) AAIのシステム



(引用) 東京都医師会「産業医の手引」

以上のように健康経営の普及、また技術革新による勤労する期間を決定するシステムの変革の可能性を考慮し、2040年の退職年齢は現在より伸びる事が予想される。以降の試算では基本的には労働期間は50年間と設定する。

第3章 2040年の年金額試算と考察

第1節 設定定した世帯モデルの試算

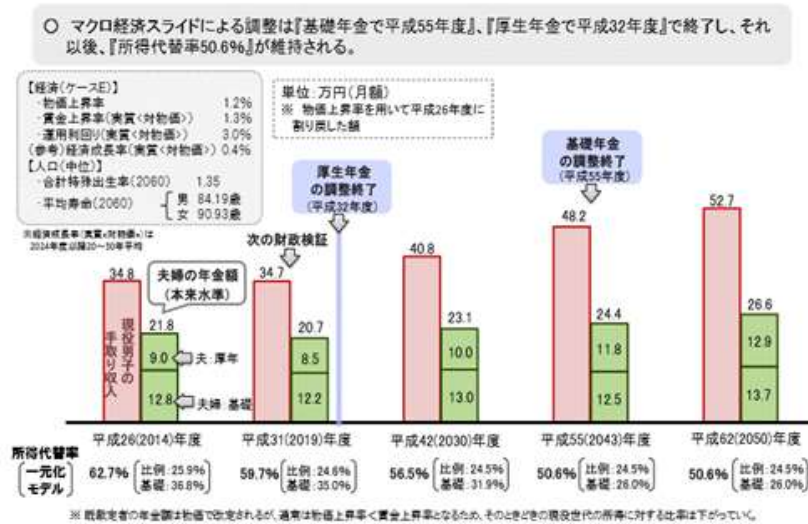
第1項 標準モデル世帯

検証の前提

この節では、第2章1節で設定した世帯パターンに沿って年金額を試算していく。その中で、保険料支払い期間が40年間から50年間に伸びることで、所得代替率がどのように改善されるかを検証していく。以下、厚生労働省の「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」におけるケースEを採用し、2043年の年金額の計算を進める。厚生労働省による検証では物価上昇率や賃金上昇率、運用利率が考慮された実質額を算出している。本節ではこれを参考に名目額を概算し、所得代替率の変化によって効果を検証する。また、第2項から第5項に関しては、モデル変更に伴う保険料払い込みの増加から受給額を計算する収支均衡の考え方を採用し、年金額を概算していく。マクロ経済スライドについては厚生労働省の年金試算の中に含まれているので本節では考慮しないものとする。

(図18) 年金額の将来見通し

－経済：ケースE（変動なし）、人口：出生中位、死亡中位－



(引用)厚生労働省「平成26年財政検証結果レポート

※既載定者の年金額は物価で改定されるが、通常は物価上昇率<賃金上昇率となるため、そのときどきの現役世代の所得に対する比率は下がっていく。

第2項 専業主婦世帯

まず、基礎年金の保険料は一定額であることから、2043年の基礎年金受給額は払込期間に正比例して増加する。払込期間は40年から50年へと1.25倍になるので、12.5万円を1.25倍して、約15.6万円となる。

次に報酬比例の部分は生涯所得の総額に正比例するので、20歳～70歳まで働き保険料を納付したと仮定した時の生涯所得の変化に着目する。ここでは、各世帯パターンについて同じ比率を用いて厚生年金の受給額を求めるものと仮定する。

総務省の家計調査によると29歳以下の平均収入は323.7万円、30歳～39歳の平均収入は545.1万円、40歳～49歳の平均収入は648.9万円、50歳～59歳の平均収入は720.4万円、60歳～69歳の平均年収は526.2万円であるため、以下のように概算できる。

(表1) 世帯主の年代別1世帯当たり平均所得金額

年代	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳
1世帯当たり平均所得金額(万円)	¥323.7	¥545.1	¥648.9	¥720.4	¥526.2

20歳～59歳までに受け取る所得の総額は

$$(323.7 + 545.1 + 648.9 + 720.4) \times 10(\text{年}) = 22,381(\text{万円})$$

20歳～69歳までに受け取る所得の総額は

$$(323.7 + 545.1 + 648.9 + 720.4 + 526.2) \times 10(\text{年}) = 27,643(\text{万円})$$

よって、モデル変更後の所得総額はモデル変更後の所得総額の約1.24倍になるため、比例報酬分の年金支給額11.8万円は約14.6万円となる。

よって、2043年の専業主婦世帯の年金額は

$$15.6 + 14.6 = 30.2(\text{万円})$$

と推計できる。

ケースEにおけるモデル世帯の手取り収入は48.2万円であるため、所得代替率は約62.7%へ改善される。

第3項 単身男性世帯

単身男性世帯についてもケースEのモデル世帯の年金支給額を参考に試算していく。基礎年金については夫婦世帯の給付満額12.5万円を2分の1にして6.25万円である。これに払込期間を考慮し1.25倍することで約7.8万円という数字が得られる。

所得比例額に関してはここでも収入に比例して支給額が決定すると仮定する。単身男性についても第1項で試算した世帯と同じく男性が平均賃金で50年間働いたときを仮定しているので、払込年数の変化のみを考慮する。上と同じく、モデル変更後の所得総額はモデル変更後の所得総額の約1.24倍になるため、比例報酬分の年金支給額11.8万円は約14.6万円となる。

よって、2043年の男性単身世帯の年金額は

$$7.8 + 14.6 = 22.4 \text{ (万円)}$$

と推計できる。

第1項と同じく、ケースEにおける男性の平均収入は48.2万円であるため、所得代替率は約46.6%だと概算できる。

第4項：単身女性世帯

単身女性世帯についても例によってケースEのモデル世帯を基準に考える。基礎年金については単身男性世帯と同じく6.25万円であり、これに払込期間を考慮し1.25倍することで約7.8万円という額が導き出される。

所得比例額に関しては、男女の平均賃金比率を考慮したうえで収入に正比例して受給額が増えていくと仮定する。平成25年度の家計調査によると2人以上の世帯の男性世帯主収入の平均は398,455円、単身女性世帯の収入の平均は249,104.円というデータがあるのでこの値を採用する。この時の男性世帯主の収入と単身女性の収入の比は100:63なので、比例報酬分の11.8万円は約7.4万円となる。この値をモデル変更後の所得総額として1.24倍すると約9.2万円となる。

よって、2043年の単身女性世帯の年金額は

$$7.8 + 9.2 = 17 \text{ (万円)}$$

だと概算できる。

ケースEの男性平均賃金から、上記の賃金比率を使用して女性の平均賃金を推計すると約34.2万円なので、所得代替率は約49.7%と推計できる。

第5項 共働き世帯

共働き世帯については2つのパターンに分けて試算を進める。

(1)妻が正規雇用で70歳まで働いたパターン

基礎年金については標準家計モデルと同じく満額の12.5万円を採用し、払込期間の増加から1.25倍して約15.6万円と概算できる。

報酬比例年金に関しては男性の正規雇用の平均収入と女性の正規雇用の平均収入の比率を考慮して払込金額を概算する。民間給与実態統計調査によると男性正規雇用者の平均収入は438,833円であり女性正規雇用者の平均収入は296,750円である。前者と後者の比率は100:68であるので報酬比例分の11.8万円は約8万円と概算できる。また、これにモデル変更後の所得総額として1.24を乗算すると約10.0万円となる。

よって、2043年の正社員共働き世帯の年金額は

$$15.6 + (14.6 + 10.0) = 40.2 \text{ (万円)}$$

と概算できる。

ケースEのモデル世帯の収入と比較したときに男性賃金の0.68倍の女性の賃金を加算するので世帯収入は約78.5万円となるので所得代替率は約51.2%と推計できる。

(2)妻が非正規雇用で70歳まで働いたパターン

基礎年金については(1)と同様に15.6万円を採用する。

報酬比例年金では男性の正規雇用の平均収入と女性の非正規雇用の平均収入の比率を考慮して払込金額を概算する。民間給与実態統計調査によると男性正規雇用者の平均収入は438,833円であり女性非正規雇用者の平均収入は119,417円である。前者と後者の比率は100:27であるので

報酬比例分の11.8万円は約3.2万円と概算できる。また、この値をモデル変更後の所得総額の差分として1.24倍すると約4万円となる。

よって、女性が非正規雇用である共働き世帯の年金額は
 $15.6 + (14.6 + 4) = 34.2$ (万円)
 と推計できる。

(1)と同様に、男性賃金の0.27倍の女性賃金を加算すると仮定し、世帯収入は約61.2万円となり、所得代替率は約55.9%と概算できる。

第6項 保険料支払い期間を40年とした場合の所得代替率

第5項までにおいて新たに設定した世帯パターンの保険料支払い期間を50年にした場合の所得代替率を求めたが、効果を比較するために保険料支払い期間を40年とした場合の各世帯パターンの所得代替率を求める。その際に、世帯ごとの所得比率などは第5項までに使用したものと様なものを使用し、同様の計算を行うものとする。支払期間を40年に変更したことを考慮した場合、以下のように所得代替率を求めることができる。

(表2) 保険料支払い期間を40年と仮定した場合の各世帯の所得代替率

	専業主婦世帯	単身男性世帯	単身女性世帯	共働き世帯 (女性が正規雇用)	共働き世帯 (女性が非正規雇用)
基礎年金	¥125,000	¥62,500	¥62,500	¥125,000	¥125,000
厚生年金	¥118,000	¥118,000	¥74,340	¥198,240	¥149,860
合計年金額	¥243,000	¥180,500	¥136,840	¥323,240	¥274,860
推計世帯収入	¥482,000	¥482,000	¥303,660	¥785,660	¥612,140
所得代替率	50.4%	37.4%	45.1%	41.1%	44.9%

第2節 検証結果

新たなモデル設定を考慮して試算を行うと、以下のような所得代替率が算出された。

(表3) 保険料支払い期間を50年と仮定した場合の各世帯の所得代替率

	専業主婦世帯	単身男性世帯	単身女性世帯	共働き世帯 (女性が正規雇用)	共働き世帯 (女性が非正規雇用)
基礎年金	¥156,250	¥78,125	¥78,125	¥156,250	¥156,250
厚生年金	¥146,320	¥146,320	¥92,182	¥245,818	¥185,826
合計年金額	¥302,570	¥224,445	¥170,307	¥402,068	¥342,076
推計世帯収入	¥482,000	¥482,000	¥303,660	¥785,660	¥612,140
所得代替率	62.8%	46.6%	56.1%	51.2%	55.9%

(第3章 第1節 第2項から第5項の計算結果より作成)

表2と表3を比較したときに各世帯で所得代替率が約10%改善されていることが分かる。

第3節 老後の必要費用の試算

第1項 検証の前提

第1節と第2節においては名目額を算出し、所得代替率によって年金支払い期間の伸長の効果について検証を行った。本節から次章にかけて保険料支払い期間が40年の場合において年金額と老後における必要費用を実質額で算出していく。そのうえで、具体的な資産形成について考察していく。ここでも検証の前提について確認したい。引き続き、厚生労働省の「国民年金及び厚生年金に係る 財政の現況及び見通し」内にある経済前提ケース Eを考え、物価上昇率に関しては1.2%を想定する。20歳から60歳まで年金保険料を支払い、基礎年金、厚生年金ともに受給開始は65歳であると仮定する。第2章で提示した通り労働寿命の伸長によって65歳まで勤労することとし、60歳から65歳までに必要な費用はここでは考えないものとする。また、65歳以上に必要とされる費用は家計調査の65歳以上高齢者の実支出の平均を利用するものとする。実支出とは生活費用などの消費支出と税金や保険料などの非消費支出を合計したものであることに留意したい。

第2項 老後における必要費用の概算

ここでは家計調査のデータを基に、老後に必要となる月々の実支出を概算していく。専業主婦世帯や共働き世帯などの夫婦世帯において、65歳以上の実支出は同水準であると仮定する。2013年家計調査によると夫婦世帯の65歳以上の実支出平均は272,455円であるためこの値を採用する。単身男性世帯と単身女性世帯においては、単身高齢世帯のデータを単身総世帯の消費支出の男女比率で掛け合わせ、それぞれの値を算出する。同調査によると男性単身世帯の月の平均消費支出は144,133円、女性は149,397円である。男女比率はおよそ25:26なので、単身高齢世帯の実支出155,300円に掛け合わせると男性高齢単身世帯の実支出は152,255円、女性高齢単身世帯は158,345円と概算できる。

第3項 合計年金額と必要費用の比較

第3章1節6項において保険料支払期間が40年であるときの合計年金額を試算した。老後における必要費用との比較をすると以下の表のようにまとめることができる。

(表4) 各世帯の月々の老後資金の不足額

	専業主婦世帯	単身男性世帯	単身女性世帯	共働き世帯 (女性が正規雇用)	共働き世帯 (女性が非正規雇用)
基礎年金	¥125,000	¥62,500	¥62,500	¥125,000	¥125,000
厚生年金	¥118,000	¥118,000	¥74,340	¥198,240	¥149,860
合計年金額	¥243,000	¥180,500	¥136,840	¥323,240	¥274,860
65歳以上の実支出平均	¥272,455	¥152,255	¥158,345	¥272,455	¥272,455
老後の不足額	¥29,455	¥0	¥21,505	¥0	¥0

表4から、専業主婦世帯と単身女性世帯では月々にかかる費用が年金額を超えてしまうことが予想される。特に以上の2パターンの世帯については早い時期から資産形成を進めておく必要があるといえる。以下の章では実質額を用いてどのように資産形成を進めるべきかを論じていく。

第4章 資産形成に向けて

第3章の試算結果から、特に標準モデル世帯以外の世帯モデルではそれぞれで老後の生活を取り巻く家計環境が大きく異なること、標準モデル世帯や単身女性世帯を中心に生活費用が不足することが明瞭になった。

老後資金の不足に対する解決策として、我々が考える3つの提案について本章で触れていく。

第1節 個人型確定拠出年金による資産形成

第1項 検証の前提

前章では厚生年金保険料の払い込みを20歳からの40年間として65歳から支給を開始したときに不足する費用を月当たりで概算した。それを踏まえ、本節では財政検証で定義された平均寿命までに必要とされる費用を概算する。そして、その不足分を個人型確定拠出年金によって補完することを提言していきたい。また、ここでは老後の実支出と照らし合わせた際の不足を補うための最低拠出額を検証していく。この検証に必要な前提条件について確かめたい。まず、モデルとなる社会は第3章1節と同じく厚生労働省の「国民年金及び厚生年金に係る 財政の現況及び見通し」内にある経済前提ケースEを考え、物価上昇率に関しては1.2%を想定する。また、老後の生活必要費用は前章と同じく、現在の65歳以上の実支出の平均を基に計算する。最低拠出額に関しては65歳から平均寿命までの間に厚生年金だけでは賅えない生活費用を20歳から65歳の45年間の確定拠出年金の運用で補うために毎年どれくらい拠出すればいいかという考えで計算を進める。また確定拠出型年金における利率を一定であると仮定し、年金積立金管理運用独立行政法人のデータを参考にしながら検証を行う。最低拠出額は毎年決まった額を拠出するものとし、今回は変動しないものとする。計算を行う世帯モデルとしては前章にて必要費用が不足していた専業主婦世帯と単身女性世帯の2パターンを採用する。

第2項 検証結果

65歳以上の老後に必要な必要費用の不足額から計算していく。前章の計算より専業主婦世帯は29,455円、単身女性世帯は21,505円が1月当たりで不足すると考えられる。よって1年に不足する額は専業主婦世帯で353,460円、単身女性世帯で258,060円と計算できる。ケースEの経済状況における物価上昇率は1.2%となっているので、n年に必要となる費用の不足を X_n とおくと以下の式が成り立つ。

- ・専業主婦世帯の場合

$$\sum_{n=2013}^{2043} X_n = 353,460((1.012)^{31} - 1)/1.012 - 1$$

・・・①

$$\sum_{n=2013}^{2066} X_n = 353,460((1.012)^{54} - 1)/1.012 - 1$$

・・・②

65歳からの老後資金の不足は②から①を引いた額で求められる。よって老後で必要となる合計額は小数点以下を切り下げると約1396万円となる。同様にして単身女性世帯の老後に必要な必要費用は約1019万円と計算できる。この値から、最低拠出額を求めていく。

確定拠出型年金における利率に関しては年金積立金管理運用独立行政法人のデータをもとに考え、市場運用開始以降収益率 3.33%からケースEの物価上昇率 1.2%を差し引いて小数点第二位を切り上げた 2.13%とする。つまり、確定拠出年金において年利 2.13%で40年間運用した際にどれだけの元本が必要となるかを考える。通常、個人型確定拠出年金の運用には月々500円前後の手数料がかかるが、ここでは考慮に入れず計算を進める。

(図19) 平成30年度第2四半期運用状況

	平成30年度第2四半期	市場運用開始以降 (平成13年度～平成30年度第2四半期)
収益率 (収益額)	+3.42% (期間収益率) (+5兆4,143億円(期間収益額)) うち、利子・配当収入は6,099億円	+3.33% (年率) (+71兆4,784億円(累積収益額)) うち、利子・配当収入は32兆4,732億円
運用資産額	165兆6,104億円 (平成30年度第2四半期末現在)	

(引用)年金積立金管理運用独立行政法人「平成30年度第2四半期運用状況」

65歳から平均寿命までにおいて物価上昇率等を考慮せずに毎年同じ額を引き出していくとすると、専業主婦世帯で607,148円、単身女性世帯で443,277円を毎年引き出す必要がある。ケースEにおける推計寿命から、専業主婦世帯の場合は88歳までの23年間、単身女性世帯では90歳までの25年間にわたってこの額を毎年受け取ることとする。物価上昇率を考慮しない場合には年利が 2.13%の際に必要な元本は年金現価係数を用いて以下の通りで計算することができる。

(注)細かい計算は章末資料を参照のこと

以上の計算から、夫婦世帯は毎年147,463円、単身女性世帯は毎年114,787円を拠出することで生活費用の不足を補うことができる。

第2節 長寿年金制度拡大

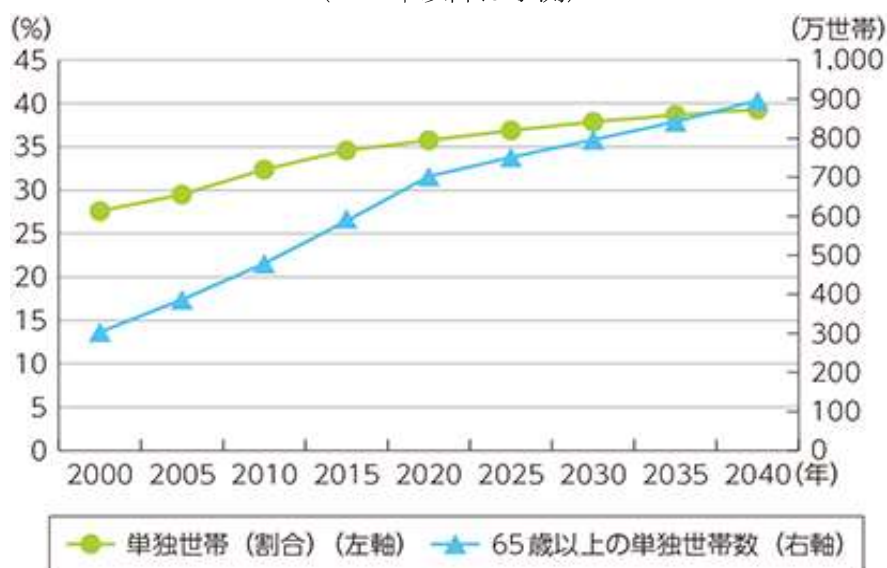
本節では払込期間を伸長する以外の資産形成方法、及び十分な積み立てをすることが出来ずに勤労期間を半分以上終えてしまった人を対象としたケースを考えたい。解決の手法として個人年金保険がある。個人的に保険料を積み立て、条件によっては終身保険金を受け取れるというものである。本節ではその中でも長寿年金に注目していきたい。

日本生命の「グランエイジ」に代表される長寿年金は「トンチン年金」とも呼ばれる。50代から積み立てられる終身年金で、保険料の受給を高齢期まで据え置きにする代わりに、それ以降死亡するまで終身保険料をもらい続けることができるというものである。

個人年金保険の契約可能年齢は早いもので40代までというものもあり、それ以降から始めると積み立て不足で十分な保険金を受け取れないというのが一般的だ。しかしこの長寿年金は、積み立ての開始が50歳からで、他の保険と遜色ない保険金を受け取ることができる。なぜ少ない積み立てで他の保険のような終身の保険金を受け取ることができるのか。それは解約返戻金を低く抑えることで、トンチン性を高めているからだ。保険金を満身に受け取る前に死亡したとしても、返済されるのは解約金からで契約料の7割と低く設定されている。そのため、死亡後も遺族の生活を考えなければならない世帯には適していない。

一方で、配偶者のいない単身世帯は自身の死後のことを考える必要がない。いくらハイリスクな保険に加入し大きな損害を負ってもそれが死後であれば何も問題はないのだ。単身世帯は長寿年金にとっても適した存在と言える。また図にあるように2040年の単身世帯は40%まで増加する。長寿年金はとて多くの人々の生活を救う存在になるだろう。

(図20) 単独世帯率の推移と65歳以上の単独世帯数の推移
(2020年以降は予測)



(引用) 総務省『平成30年版 情報通信白書「第1部 特集 人口減少時代のICTによる持続的成長 第1節 人口減少時代の社会課題とICT」』

また、単身世帯のみを対象とすることで長寿年金はよりトンチン性を高めたものへ改良されるべきである。長寿年金は日本より先に米国で導入された。長寿年金制度の仕組みは日本のそれとは大きく異なる。解約返戻金の規定が存在せず、死亡したら掛け捨てるという項目が採用されている。そうすることでよりトンチン性を高め、長生きする者はより早く、より多額の保険金を受け取ることができるようになっている。日本では7割の解約金を受け取れるため返戻率もかなり低い。遺族を気にかける必要のない単身世帯を対象を絞り、よりハイリスクハイリタ

ーな仕組みを形成することで年金の不足する単身世帯を多く救うことができる。保険会社としても、40%の割合を占める世帯を対象とすることから十分な収益を見込めると考えるので、今後はより普及するといえる。

長寿化が進み、いつまで生きるのか。それにはいくら必要のかが不明瞭となっている現在、終身保険として共に歩む個人年金保険、長寿年金が資産形成の1つの手法となりうる。

第3節 非正規労働者の福利厚生改善

本章の第1節では、保険料の払込期間を伸長することを推進したが、(図20)の通り、非正規労働者は正規雇用者に比べて低賃金傾向にあるため、払込期間の伸長以前に年金保険を滞納してしまう事例も多くある。厚生労働省実施の2014年国民年金被保険者実態調査によると、非正規労働者の4人に1人が国民年金の保険料を滞納している。老齢基礎年金¹¹は、保険料を納付した期間(免除期間を含む)が通算で10年に達していないと受給資格が得られないため、滞納を続けてしまうと老後は年金もなく、貯金も不十分であれば破綻してしまう可能性がある。国民全体の老後生活の安定化、そのための保険料払込期間の伸長を促すには、賃金上昇か株式会社ドトールコーヒーが2017年に導入したような非正規労働者向け退職制度をより多くの企業に導入していき、非正規労働者が少しでも老後に安心感を持って保険料を納付できるような労働環境にしていく必要がある。

(図21) 正社員・非正社員の総時給の推移



(備考)

1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によりとく特別集計して作成
2. 正社員とは、調査における「正社員・正職員」を、非正社員とは、調査における「正社員・正職員以外」をさす。
3. 所定内時給とは、所定内給与額を所定内総実労働時間数で除したもの。総時給とは、きまって支給する現金給与額を12倍し、年間賞与その他特別賞与額を加えたものを、所定内実労働時間数に超過実労働時間数を加えたもので除したもの。ただし、ここでいう年間賞与その他特別給与額は、調査前年1年間で支給されされたものされたものである。

¹¹ 国民年金保険料を10年間納付した人が65歳から受け取れる年金のこと。それに対し、老齢厚生年金は基本的に会社員が加入するものであり、国民年金よりも保険料が高額になっている。

(引用) 内閣府『「正社員・非正社員の賃金差の現状」(第2章働き方の変化と経済・国民生活の影響)』

世帯構造の多様化によって、老後の生活費用不足の度合いが世帯モデルによって大きく異なることが判明した。特に単身女性世帯は単身男性世帯に比べ生活費用がかさむ上に、非正規雇用者が多いことから年金額も他の世帯に比べ非常に少ない。支払期間を延長させることで年金額を増やすことや非正規労働者の福利厚生を向上させることも重要である。

しかし、最終的に言えるのは各個人が健康な状態で50年間働かなければ老後生活は営めないということがいえる。退職直前の高齢期で、高齢者は老後資産形成のために非正規労働者として働く必要が出てくる。企業も若手の労働力が消滅する以上、労働環境や福利厚生の整備を進めていかなければならない。

【参考文献】

駒村康平(2014)『日本の年金』岩波書店.

年金総合研究所(編)・小野正昭・酒井英幸・佐野邦明・近藤師昭・畑満・宮島洋・吉原健二・若杉敬明(2017)『年金制度の展望』東洋経済新報社.

アリシア・マネル・アンドリュー・エストゥルース・チャールズ・エリス(2014)『老後資金がショートする』中央経済社.

毎日新聞 2018年5月8日「人口構成の2040年問題 政府全体で取り組む課題」

<https://mainichi.jp/articles/20180506/ddm/005/070/045000c>

(最終閲覧日：2018年11月16日)

西日本新聞 2018年7月8日「2040年問題 地方の自主性を尊重せよ」<https://www.nishinippon.co.jp/nnp/syasetu/article/431101/>

(最終閲覧日：2018年11月16日)

産経新聞「対策へ「残り時間少ない「2042年問題」」

<https://ironna.jp/article/1127>

(最終閲覧日：2018年11月16日)

厚生労働省(2018)「グラフでみる世帯の状況」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21-h28.pdf>

(最終閲覧日：2018年11月16日)

阿部正浩(2010)「非正規雇用増加の背景とその政策対応」 http://www.esri.go.jp/jp/others/kanko_sbubble/analysis_06_13.pdf
(最終閲覧日：2018年11月16日)

厚生労働省(2016)「平成26年財政検証結果レポート」
https://www.mhlw.go.jp/nenkinkenshou/report/pdf/report2014_all.pdf
(最終閲覧日：2018年11月16日)

みずほ総合研究所(2018)「リサーチTODAY 2040年「単独世帯」が「標準世帯」に、一戸建て
余剰世帯も」
<https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/today/rt180326.pdf>
(最終閲覧日：2018年11月16日)

財務省(2015)「経済社会の構造変化～人口構造、家族の変化～」
http://www.cao.go.jp/zeicho/gijiroku/zeicho/2015/_icsFiles/afieldfile/2015/08/06/27zen14kai3.pdf
(最終閲覧日：2018年8月25日)

厚生労働省(2016)「厚生年金保険・国民年金事業年報」
https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/nenpou/2008/dl/gaiyou_h28.pdf
(最終閲覧日：2018年11月16日)

日本経済新聞(2017)『ドトール、非正規にも退職金 人手不足に対応』 <https://www.nikkei.com/article/DGXLZ021526020W7A920C1EA2000/>
(最終閲覧日：2018年11月16日)

労働政策研究所(2016)『データブック国際労働比較2016(全文)』 <https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/databook/2016/documents/Databook2016.pdf>
(最終閲覧日：2018年11月16日)

厚生労働省(2018)「平成28年10月から厚生年金保険・健康保険の加入対象が広がっています！
(社会保険の適用拡大)」 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/2810tekiyoukakudai.html>
(最終閲覧日：2018年11月16日)

総務省統計局(2016)「統計トピックスNo.103 統計からみた我が国の高齢者(65歳以上) —
「敬老の日」にちなんで—」
<https://www.stat.go.jp/data/topics/topi1033.html>
(最終閲覧日：2018年11月16日)

東京都医師会(2017)「産業医の手引」
<https://www.jpml960.org/pdf/201710aai.pdf>
(最終閲覧日：2018年11月16日)

内閣府(2016)「平成28年度版高齢白書」
http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2016/html/zenbun/s1_2_4.html
(最終閲覧日：2018年11月16日)

経済産業省(2017)「「健康経営銘柄2018」及び「健康経営優良法人(大規模法人)2018普及に向けて」
<http://www.meti.go.jp/press/2018/08/20180827003/20180827003.html>
(最終閲覧日：2018年11月16日)

東京新聞 「<年金プア 不安の中で>非正規労働者 保険料払えず滞納 老後破綻、激増の恐れ」
<http://www.tokyo-np.co.jp/article/living/life/201711/CK2017110202000193.html>
(最終閲覧日：2018年10月29日)

厚生労働省(2015)「平成 26 年国民年金被保険者実態調査結果の概要について」
<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12509000-Nenkinkyoku-Chousashitsu/H26.pdf>
(最終閲覧日：2018年11月16日)

現代社会文化研究 高木さゆり(2008)「非正規労働者の国民年金問題 ― 若年者を中心に ― 」
http://dspace.lib.niigata-u.ac.jp/dspace/bitstream/10191/8797/1/43_1-18.pdf
(最終閲覧日：2018年11月16日)

年金積立金管理運用独立行政法人「平成30年度第2四半期運用状況」
<https://www.gpif.go.jp/operation/the-latest-results.html>
(最終閲覧日：2018年11月5日)

執筆担当者

序章：西山、外村
1章：西山
2章：外村
3章：戸谷、金井

4章

1節：戸谷、金井

2節：外村

3節：西山

(巻末資料)

第4章 第1節 第2項について

・専業主婦世帯

年金原価係数

$$1 - (1 + 0.0213)^{-23} / 0.0213 = 18.0353$$

必要な元本

$$607,148 \times 18.0353 = 10,950,104$$

・単身女性世帯

年金原価係数

$$1 - (1 + 0.0213)^{-25} / 0.0213 = 19.2287$$

必要な元本

$$443,277 \times 19.2287 = 8,523,656$$

年利 2.13%の際に45年後に「必要となる元本」を用意するために、毎年いくら拠出する必要があるかを求める。ここで減債基金係数を用いて単純計算すると以下の通りになる。

減債基金係数

$$0.0213 / (1 + 0.0213)^{45} - 1 = 0.01347$$

・専業主婦世帯

毎年の拠出

$$10,950,104 \times 0.01347 = 147,463$$

・単身女性世帯

毎年の拠出

$$8,523,656 \times 0.01347 = 114,787$$

また、以上の値は受給開始以降の物価上昇率を考慮していない。受給期間内においても物価上昇や試算運用は続いていくので、考慮に入れた場合には以下のような運用結果となる。

$$\text{翌年の運用結果} = (\text{前年の運用結果} \times 1.0213 - 532,993) \times 1.012$$

専業主婦世帯

年齢	利率	運用結果
63	2.13%	¥10,577,343
64	2.13%	¥10,950,104
65	2.13%	¥10,703,107
66	2.13%	¥10,447,823
:	:	:
85	2.13%	¥3,589,949
86	2.13%	¥3,095,978
87	2.13%	¥2,585,432
88	2.13%	¥2,057,754

单身女性世帯

63	2.13%	¥8,233,496
64	2.13%	¥8,523,656
65	2.13%	¥8,361,076
66	2.13%	¥8,193,041
:	:	:
88	2.13%	¥2,670,472
89	2.13%	¥2,311,485
90	2.13%	¥1,940,452